



向寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

お仕事もさることながら、歳暮に年賀状に大掃除、風邪も流行り始めましたのでご自愛下さい。

重要情報

1. 最低賃金のご確認 お忘れなく

2018.10月以降からの最低賃金は、神奈川県983円(27円増)、東京都985円(27円増)となっています。この最低賃金は原則としてボーナス、時間外手当その他の諸手当は含まない基本給を指します。

2. 配偶者控除の見直し

本年分の年末調整から配偶者控除等申告書が新設され、既に【扶】の用紙に配偶者の記載があっても、控除のためにはこの申告書の提出が必要となります。また、控除対象となる配偶者は年給103万円から最大201万円まで拡張されました。

3. 消費税軽減税率対策補助金

2019年10月の軽減税率導入に伴い、同年9月までにレジ受発注システムの改修費を支払う中小企業は、補助金申請ができます。レジ20万円/台、小売システム1,000万円、卸システム150万円が上限です。TEL03-6627-1317

元バックパッカー赤羽の旅嚙(バツ)



【グアテマラ2018.8月】グアテマラ報告②はマヤ遺跡です。古代マヤ文明はメキシコユカタン半島から中米全土の広範囲にわたり、紀元前2千年ころから9世紀ころにかけて繁栄しました。グアテマラ北部にあるティカル遺跡は突出したピラミッドの造形美から世界中の遺跡好きをうならせます。ホエザルの叫ぶジャングルを抜けると、石造りの巨大なピラミッドが突如姿を現す。なかなかアドベンチャラスでしたよ。マヤ系の遺跡ガイドたちの話で印象深かったのは2つ。必ず本来のマヤの名称とその意味を説明してくれました。一般的に使われる名称はすべてあなた方の言葉だ、と言います。そして世界中の文明の中心メトロポリスだったことをしきりに説明するのです。彼らが自分たちの文明を誇りに思っていることが伝わりました。

☆事務所からの連絡☆

年末調整を依頼されるお客さまは、対象者の①控除書証明書等原本、②本年分[保][配][住]の用紙、③翌年分の【扶養】の用紙、④年末までの給与資料を事務所にご提供ください(12月上旬必着)。



12月のイベント

- ・給与所得者の年末調整(保険料控除証明の提出)(住宅ローン関係書類提出)(来年度の扶養用紙の提出)
- ・固定資産税第3期納付



税金マメ知識

政府が来年2019.10月からの消費税引上げを表明しました。税率変更時には様々な経過措置がありますが、主なものをピックアップします。

1. 請負契約

完成引渡日が10月以降か9月以前かで税率が変わります。3月までに締結された契約の引渡が10月以降となる場合は、当初金額まで(追加増額分は×)は旧税率です。建設工事のほか、受注ソフトウェア、測量調査設計その他、仕事の引渡しが一括で行われるものも対象です。分譲マンションは請負ではないため対象外ですが、壁の色ドア形状など注文できるタイプなら対象に含まれます。

2. リース契約(売買扱いのものを除く)

引渡しが9月以前のものは、10月以降のリース料も基本的に旧税率の8%が適用され続けます。

晩酌のじかん

早いものでもう忘年会の案内が飛び交うようになりました。そして始まる年末調整・法定調書とその他年内業務の追い込み… いよいよ師走の名に相応しく、お尻に火がついて盛り上がり参りました。もはや祭りのようです。来月は、飲み歩き。ことになりそうです。健康に気を付けて、明るいうちにバリバリ仕事を片付けましょう!



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red